

九十九里町物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、支援金（1世帯当たり10万円）を支給します。

対象世帯・基準日（令和5年12月1日）時点で九十九里町に住民登録があること

- ・ 令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯
 - ・ 令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯
- ただし、「世帯全員が住民税が課されている他の親族等から扶養されている世帯」は対象外です。

給付金の支給額

1世帯当たり10万円

給付金の支給時期

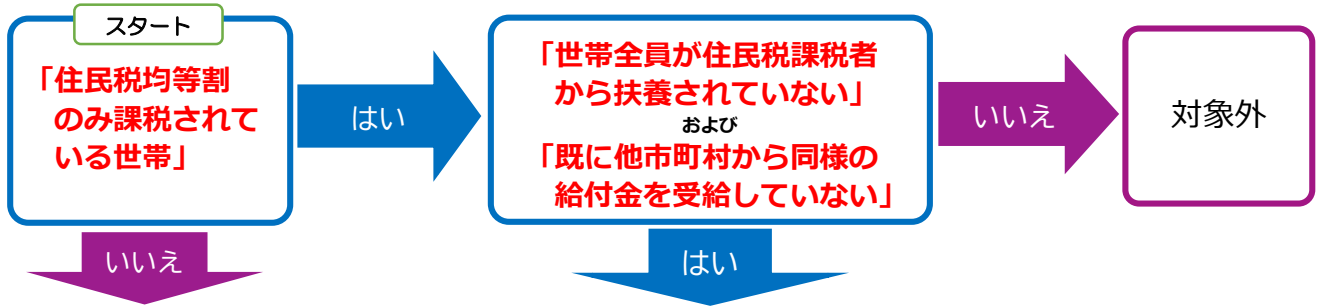
九十九里町が確認書を受理した日から
概ね1カ月後 ※申請書の場合は審査に時間がかかります。

支給対象と申請の有無

住民税が均等割のみ課税されている世帯とは

令和5年度「住民税が均等割のみ課税されているものだけで構成されている世帯」もしくは、「均等割のみ課税されている者と非課税者で構成されている世帯」

支給対象となる世帯フローチャート



対象外

- ・ 住民税所得割が課税されている世帯
- ・ 非課税世帯給付金（7万円）の対象世帯
- ・ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる世帯

該当する世帯の世帯主へ「**確認書**」が届きます。



- 中身を確認して、同封の返信用封筒にて返信してください。
※一部申請が必要な場合があります。

提出期限：令和6年5月31日（金）

令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯で課税状況が確認できなかった世帯や未申告者を含む世帯等

申請が必要です

※九十九里町に住民登録がある方で申請を希望する方は、町社会福祉課へお問い合わせください。

申請期限：令和6年5月31日（金）

お問い合わせ

【担当窓口】 九十九里町社会福祉課社会福祉係
【受付時間】 8：30～17：15（平日）

0475-70-3162